

5	カ ー ド ロ ー ン
---	-------------

2024年1月4日現在

商 品 名	①あばしりしんきんオーロラカードローン (しんきん保証基金の保証付)
-------	---------------------------------------

ご利用いただける方	<p>以下の条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none">・当金庫営業区域内に居住し、年齢が満20歳以上満65歳未満で、安定継続した収入がある方・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方。・当金庫の会員もしくは会員となれる資格を有する方。 <p>※詳しくは当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。</p>
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none">・健康で文化的な生活を営むために必要な資金。 <p>ただし、事業資金および旧債務返済資金にはご利用できません。</p>
ご 融 資 限 度 額	<ul style="list-style-type: none">・20万円、30万円、50万円、100万円、200万円、300万円の6種類・審査の結果、ご希望の申込金額から減額される場合があります。その場合は、減額後の金額を限度額とさせていただきます。
ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none">・3年以内、なお、更新については3年後のご契約期限前に再審査し、3年の自動更新させていただきます。(再審査の結果、更新できない場合があります。) <p>ただし、更新予定日時時点で満70歳以上の方は契約終了とさせていただきます。</p>
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none">・当金庫所定の融資利率を適用させていただきます。
お利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none">・毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。・利息は毎月7日に貸越元金に組入れられます。
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none">・毎月7日に、ご契約いただいたコースに応じた定額返済若しくは残高スライド返済と臨時返済の併用となります。(1) 定額返済(平成25年12月30日までに申込された場合)<ul style="list-style-type: none">20万円コースは毎月1万円の返済となります。30万円コースは毎月1万5千円の返済となります。50万円、100万円コースは毎月2万円の返済となります。(2) 残高スライド返済(平成26年1月6日以降に申込及び貸越極度額を変更された場合)<p>定例返済日(7日)の前日の貸越残高に応じて以下の返済額となります。</p><ul style="list-style-type: none">貸越残高10万円以下の場合、返済額は3千円となります。貸越残高10万円超30万円以下の場合、返済額は5千円となります。貸越残高30万円超50万円以下の場合、返済額は1万円となります。貸越残高50万円超100万円以下の場合、返済額は2万円となります。貸越残高100万円超200万円以下の場合、返済額は3万円となります。貸越残高200万円超300万円以下の場合、返済額は4万円となります。貸越残高300万円超400万円以下の場合、返済額は5万円となります。・定額返済、残高スライド返済の他に臨時に返済することができます。なお、臨時返済があった月でも毎月の返済は必要となります。 <p>※詳しくは当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。</p>

保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・しんきん保証基金をご利用いただきますので、保証人・担保は必要ありません。
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料は融資利率の中に含まれています。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部(9時～16時50分、電話：0152-44-7116)にお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部、北海道地区しんきん相談所、または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・審査(再審査含みます)の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 <p>※詳しくは当金庫本支店の窓口でお問い合わせください。</p>